

## グループ補助金に関する注意点

※ 本資料は、今後、県HP掲載予定の「事業概要」、「補助事業実施の手引き」及び、「Q & A」から注意点を一部抜粋したものです。

「事業概要」等には、より詳細な説明がありますので、申請前に必ずご一読ください。

◎ 補助を受けた施設・設備について、下記の要件を”すべて”満たす保険・共済の加入が義務付けられます。

- ・ 自然災害(風水害を含む)による損害を補償するもの
- ・ 必要付保割合
  - ① 小規模企業者：30%以上(推奨)
  - ② 中小企業者：30%以上(必須)
  - ③ 中堅企業以上：40%以上(必須)
- ・ 新価(再調達価額)型(同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額を対象とする保険)

※ 地震保険の加入は必須ではありません。

◎ 申請は、施設・設備の所有者が行います。

◎ 提出した書類の原本や写しは、今後、県や国の会計検査等で必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

◎ 施設・設備の復旧を行う際は、交付決定された見積書の内容どおりに行うようにしてください。

なお、交付決定された補助金額以内の復旧方法であっても、変更が生じた場合、補助金が減額となる場合があります。

◎ 支払いは、必ず申請者名義の通帳から口座振込によって行ってください。  
回し手形により支払いをした場合、いかなる理由があろうと、補助金はお支払いできません。

◎ 補助対象”外”となる経費

- ・ 住居等、事業用途以外の施設・設備の復旧費用
- ・ 施設については、未登記又は固定資産課税台帳に記載のないもの
- ・ 設備については、資産計上されていないもの
- ・ 原状回復にあたらぬ復旧費用（一部例外を除く。）
- ・ 調査費用、点検費用
- ・ 応急処置等の仮復旧費用
- ・ 復旧を行わない場合の撤去・解体費用
- ・ 貸会議室の復旧費用
- ・ 空き室の復旧費用
- ・ 福利厚生施設（休憩室、更衣室、食堂、従業員駐車場等）の復旧費用

◎ 面積按分により補助金が減額されるケース

- ・ 店舗兼住宅の復旧費用
- ・ 福利厚生施設や空き室等、補助対象外の部屋を含む施設の復旧費用
- ・ 賃貸物件で店子がグループに未加入の場合や、大企業や風俗店にあたる企業が賃貸している場合の復旧費用

※ 本資料は、今後、県HP掲載予定の「事業概要」、「補助事業実施の手引き」及び、「Q & A」から注意点を一部抜粋したものです。

「事業概要」等には、より詳細な説明がありますので、申請前に必ずご一読ください。